

資 料

- 用語解説
- 関連データ
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関係 想定事業費
- スポーツ基本法の概要
- 第3期スポーツ基本計画の概要（スポーツ庁）
- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの概要（スポーツ庁）
- 滋賀県スポーツ推進条例
- 滋賀県スポーツ推進審議会における審議の経過
- 第24期滋賀県スポーツ推進審議会委員名簿

用語解説

(頁順)

番号	用語	頁	解説
1	滋賀県スポーツ推進条例	1	本県のスポーツの推進に関する基本理念、関係者の責務・役割、施策の基本事項等を規定し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会を実現することを目的とし、平成27年(2015年)12月14日に公布。
2	スポーツ基本法	1	スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務ならびにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。平成23年(2011年)6月24日公布。
3	滋賀県基本構想	1	県政運営の総合的な指針で、部門別の各種計画、ビジョンの基本となる最上位計画。
4	eスポーツ	2	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
5	文化プログラム	2	文化・芸術面から実施する国民体育大会の開催行事の一つ。
6	ワールドマスターズゲームズ2027 関西 (2021 関西)	5	国際マスターズゲームズ協会が4年ごとに主宰する概ね30歳以上の誰もが参加できる世界最大級の生涯スポーツの国際総合競技大会。当初、令和3年(2021年)に関西で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和9年(2027年)へ延期された。
7	シンボルスポーツ	5	地域のシンボル(象徴)となるスポーツ。住民が愛好し、また、支えていく、地域において核となるスポーツ。
8	レガシー	5	通常は「遺産」を表す言葉であるが、スポーツ分野においては、イベント開催後に残される競技場やインフラ整備、イベントを通して培われたノウハウやスポーツに対する関心の高揚など、スポーツイベントによって残されたものを指す。
9	SDGs (持続可能な開発目標)	5	Sustainable Development Goals の略。「経済」、「社会」、「環境」のバランスを取りながら持続可能な社会を実現するための、全ての国に共通する令和12年(2030年)までの目標。平成27年(2015年)9月に国際連合で採択。
10	滋賀県スポーツ実施状況調査	5	県民のスポーツ実施状況に関する意識と実態を把握し、今後のスポーツ推進に向けた施策に資する基礎資料を得ることを

			目的に、滋賀県が平成 30 年度(2018 年度)より毎年度実施している調査。
11	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	6	子どもの体力が低下している状況から、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力にかかる施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とし、平成 20 年度(2008 年度)から文部科学省が実施している調査。
12	滋賀県民総スポーツの祭典	11	「滋賀県民体育大会の部」「滋賀県スポーツ・レクリエーション大会の部」「滋賀県レクリエーション大会の部」「滋賀県総合型地域スポーツクラブスポーツ交流大会の部」「びわ湖駅伝スポーツフェスティバル」「滋賀県障害者スポーツ大会」「びわ湖マラソンの部」からなる県民総参加型のスポーツの祭典。
13	チャレンジランキング	12	体育の授業で学んだことをもとに、体育の授業以外の時間(始業前、中休み、昼休み、放課後、下校後等)に運動(遊び)を継続的に行うことにより、児童の運動(遊び)習慣を確立し、体力の向上を図る取組。令和 2 年度(2020 年度)からは、家庭でもできる内容を設け、「お家(うち)でもチャレンジ」として実施。
14	総合型地域スポーツクラブ	12	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
15	スペシャルスポーツの広場	12	障害者(児)が身近な地域で気軽にスポーツに親しむ機会を提供し、日常的なスポーツ活動の定着を図るとともに、県民の障害者(児)理解の促進とスポーツを通じて交流を深めることを目的に県内各地で開催しているスポーツ体験の場。
16	DX	13	Digital Transformation の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
17	しがスポーツナビ!	13	滋賀県のスポーツ施設情報、競技情報、クラブ・サークル、指導者などの総合スポーツ情報を発信するポータルサイト。
18	しがスポーツ大使	13	滋賀県のスポーツに関する魅力発信や、スポーツイベントな

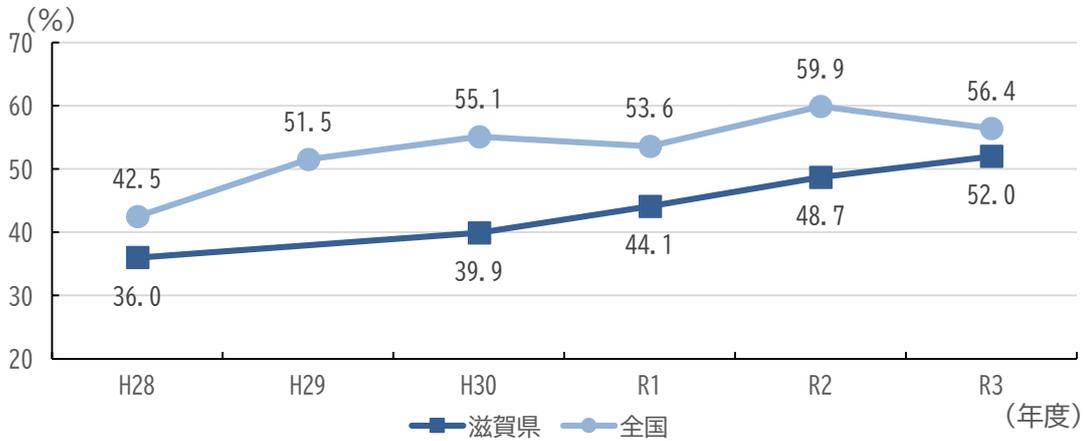
			どで県民との交流を行ってもらうことで、本県のスポーツ振興、地域活性化の一翼を担っていただく本県ゆかりのアスリートやスポーツチーム。
19	滋賀県広域スポーツセンター	14	総合型クラブの継続的・安定的な運営に向けて、クラブアドバイザーを配置し、指導助言するなどの支援を行う組織。県スポーツ協会に設置。
20	ビワイチ	15	琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うもの。
21	スポーツ少年団改革プラン 2022	15	スポーツ少年団が「日本のジュニア・ユース世代のスポーツを担う組織」として進むべき方向性をまとめたもの。日本スポーツ協会・日本スポーツ少年団作成。
22	スポーツ推進委員	16	市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導その他スポーツに関する指導および助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等のコーディネーターとして、市町村教育委員会等が委嘱し、地域スポーツ推進の中核的な役割を担う者。
23	ここ滋賀	16	首都圏での滋賀の魅力の発信と滋賀への誘引の役割を担う情報発信拠点。平成 29 年(2017 年)10 月に東京・日本橋に開設。
24	スポーツツーリズム	17	スポーツを「する」「みる」「支える」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる。
25	ターゲットエイジ	18	わた SH I G A 輝く国スポ・障スポの開催年に少年種別(中 3～高 3)の中心となる年代。
26	I C T	27	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
27	ネーミングライツ	30	県有施設全体や県有施設内の一部分、県が実施するイベント・事業、県の備品等へ、企業名や商品名、サービス名等の「愛称」を付与する権利。
28	O T A (Online Travel Agent)	31	インターネット上で取引を行う旅行会社。
29	幼児期運動指針	32	国において設置された「幼児期運動指針策定委員会」により策定された、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指した幼児期の運動の在り方についての指針。
30	地域コミュニティ組織	39	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合

			いながら、住民相互の交流が行われている地域社会で、市町村の地区単位で組織化された町内会あるいは自治会。
31	滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	39	総合型クラブの円滑な運営と地域への定着化を促進するため、情報交換や交流の活性化、生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的に、平成15年(2007年)に組織化。現在、46の総合型クラブが加入。
32	医科学サポート運営会議	40	医科学サポートスタッフ(スポーツドクター部門、スポーツ科学部門、コンディショニング部門、スポーツファーマシスト部門)の各部門スタッフで構成され、医科学サポート事業に関わる連絡調整など行う会議。
33	びわ湖の日	42	「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(琵琶湖条例)の施行1周年を記念し、昭和56年(1981年)に7月1日が「びわ湖の日」と定められ、平成8年(1996年)7月の「滋賀県環境基本条例」には、県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、7月1日をびわ湖の日とする規定が設けられた。現在では7月1日を中心とした琵琶湖の一斉清掃など、琵琶湖に関する様々な活動が展開されている。
34	スーパーアドバイザー	45	当該競技に高い見識と指導力を持つ優秀な指導者。
35	スポーツファーマシスト	46	最新のアンチ・ドーピング規則に関する情報・知識を持ち、アスリートを含めたスポーツ愛好家に対して、薬の正しい使い方などの指導などを行う薬剤師の資格を有する専門家。

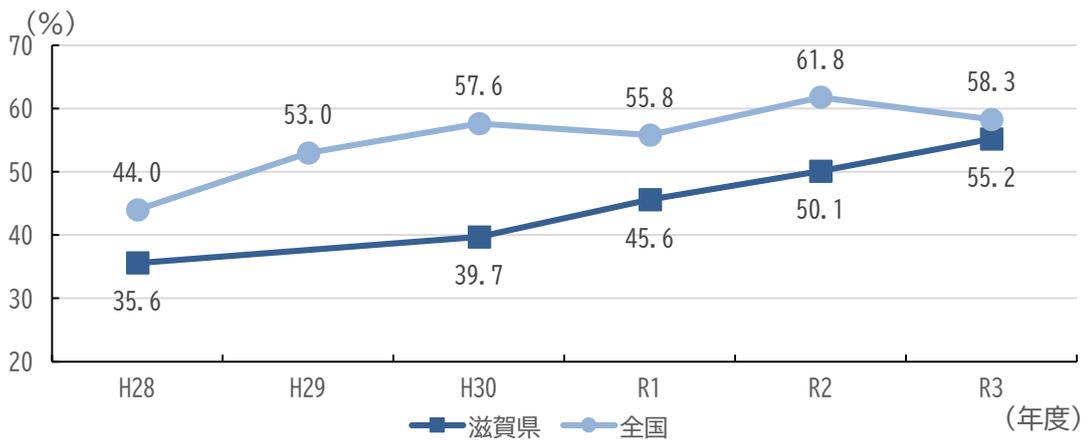
■関連データ

■成人の週1回以上のスポーツ実施率の推移

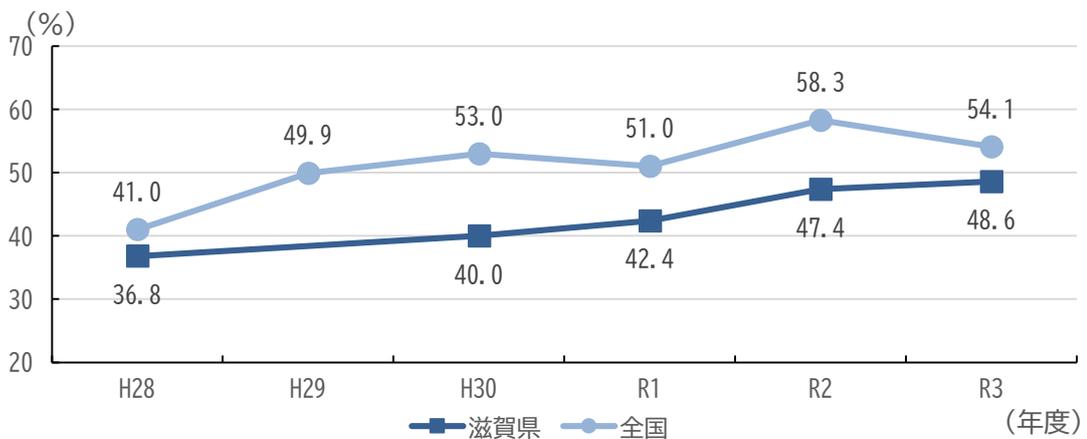
(全体)



(男性)



(女性)

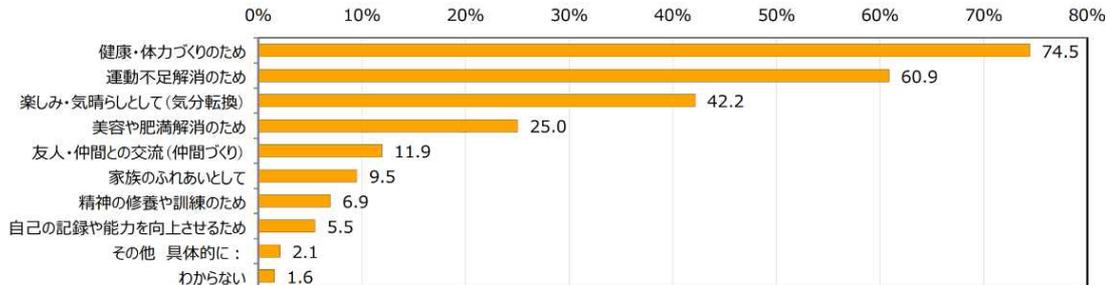


(出典) 滋賀県「滋賀県スポーツ実施状況調査」
スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」

■成人の運動・スポーツを行った理由

【質問】あなたは、主にどのような目的で運動やスポーツをしていますか

【回答】（複数回答可）

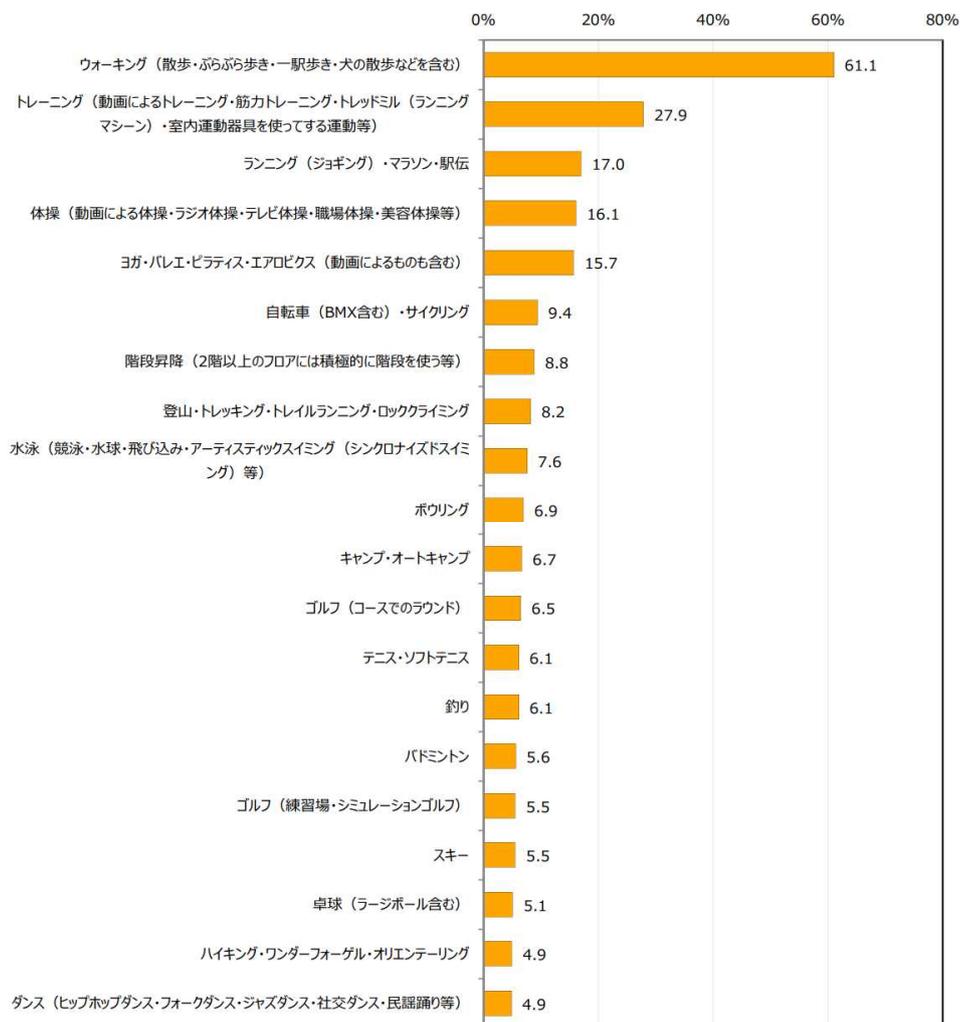


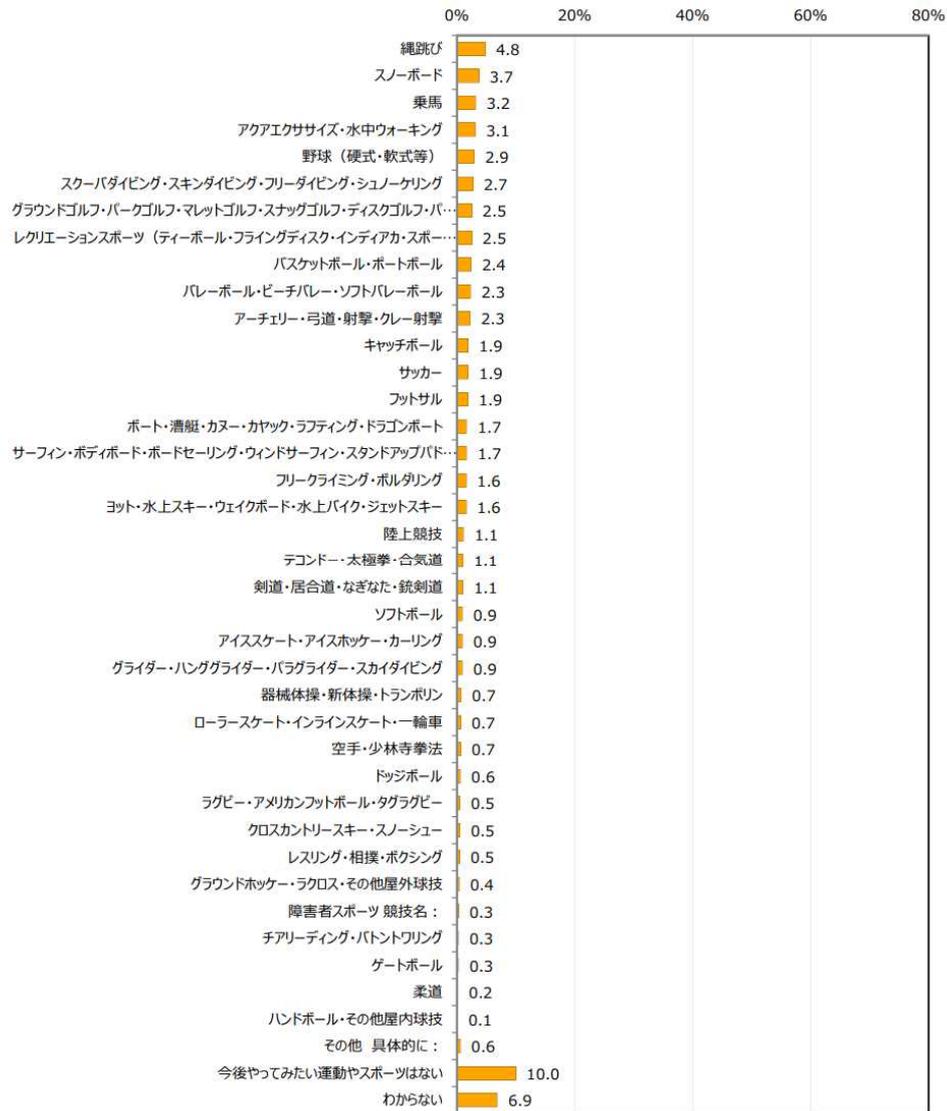
(出典) 滋賀県「令和3年度滋賀県スポーツ実施状況調査」

■成人の今後行ってみたい運動・スポーツ

【質問】今後行ってみたい(または今後も続けたい)と思う運動やスポーツ(オンラインや動画を活用し、自宅で取り組むものも含む)は何ですか

【回答】（複数回答可）





(出典) 滋賀県「令和3年度滋賀県スポーツ実施状況調査」

■公認スポーツ指導者数の推移

(人)

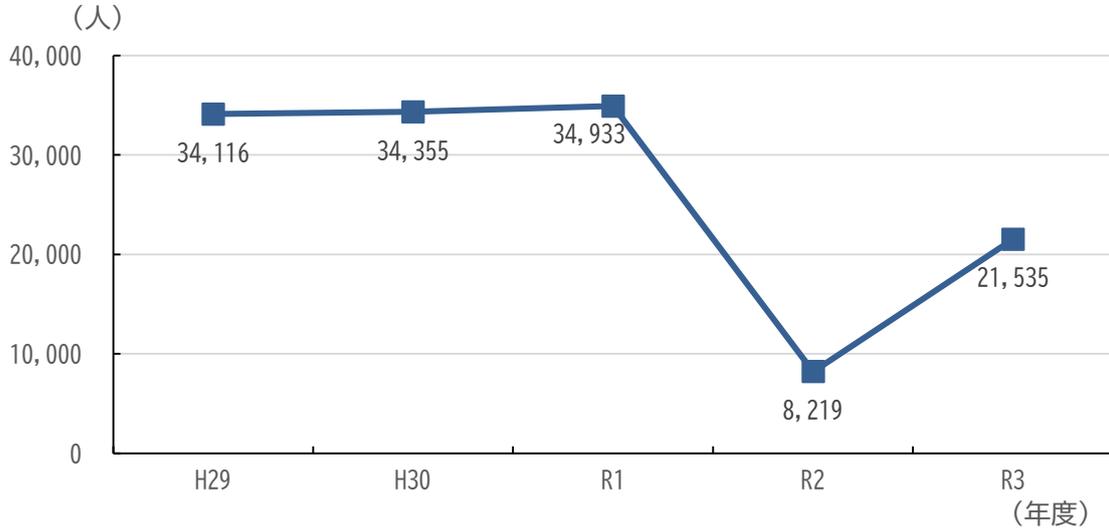
	H30	R1	R2	R3	R4
滋賀県の公認スポーツ指導者数	2,656	2,672	2,804	2,948	3,294
(内訳)					
コーチングアシスタント	-	-	18	133	260
スタートコーチ	-	-	11	18	270
(スポーツ少年団)	-	-	-	-	243
(教員免許状所持者)	-	-	-	-	5
(競技別)	-	-	-	-	22
コーチ	2,269	2,277	2,364	2,376	2,346
コーチ1	-	1,721	1,772	1,789	1,723
コーチ2	-	139	139	140	139
コーチ3	-	316	352	348	381
コーチ4	-	101	101	99	103
教師	49	48	43	43	36
教師	39	39	35	37	31
上級教師	10	9	8	6	5
アシスタントマネジャー	69	68	73	79	84
クラブマネジャー	9	9	8	7	7
その他	260	270	287	292	291
スポーツドクター	62	61	65	71	66
スポーツデンティスト	5	8	11	10	12
アスレティックトレーナー	40	43	49	53	54
スポーツ栄養士	8	9	10	9	8
フィットネストレーナー	4	4	4	4	3
スポーツプログラマー	55	56	60	56	54
ジュニアスポーツ指導員	86	89	88	89	94

※各年度10月1日時点

※「コーチ」のH30の内訳：指導員1,737人 上級指導員147人 コーチ285人 上級コーチ100人

(出典) (公財) 日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者認定者数 都道府県別一覧」

■滋賀県民総スポーツの祭典の参加者数の推移

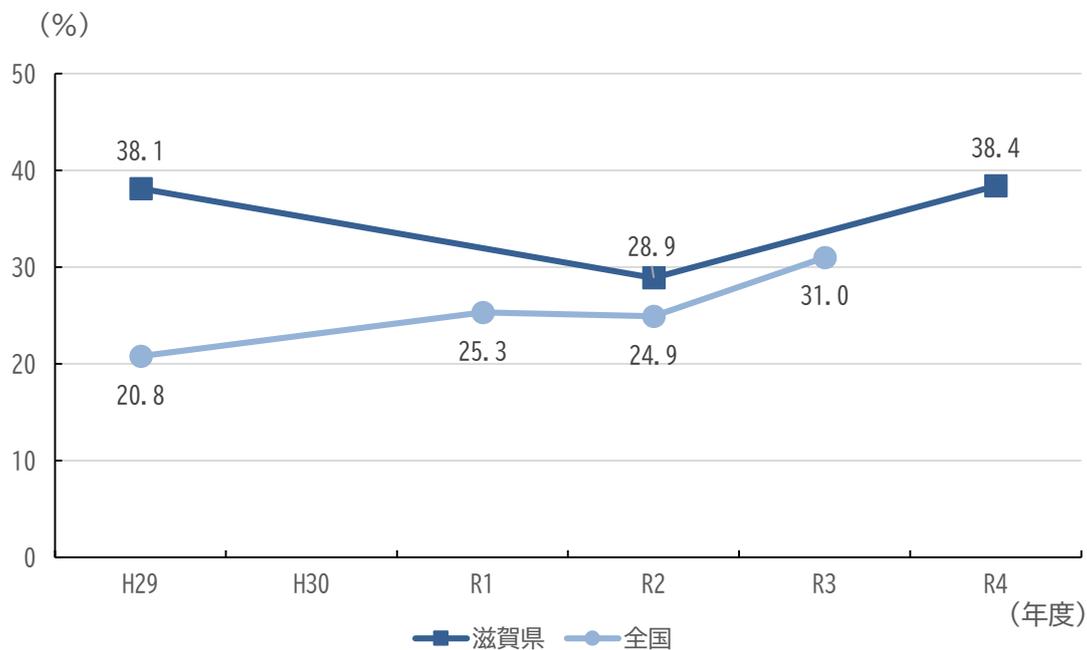


(部門別)

(人)

	H29	H30	R1	R2	R3
滋賀県民体育大会の部 (一般の部)	5,940	5,656	5,613	1,098	2,783
滋賀県民体育大会の部 (中学の部)	10,609	11,605	11,706	62	7,973
滋賀県民体育大会の部 (高校の部)	8,827	8,959	8,569	4,510	7,640
滋賀県民体育大会の部 (合計)	25,376	26,220	25,888	5,670	18,396
滋賀県スポーツ・レクリエーション大会の部	4,980	4,935	4,885	1,644	2,336
滋賀県レクリエーション大会の部	918	738	672	0	0
滋賀県総合型地域スポーツクラブ スポーツ 交流大会の部	614	570	517	216	172
びわ湖駅伝スポーツフェスティバル	1,204	1,163	1,737	568	0
滋賀県障害者スポーツ大会	1,074	729	1,234	121	631
総参加者数	34,166	34,355	34,933	8,219	21,535

■障害者の週1回以上のスポーツ実施率の推移



(出典) 滋賀県「障害のある方のスポーツに関する調査」
スポーツ庁「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

■県障害者スポーツ大会等の参加数の推移

(人)

	H29	H30	R1	R2	R3
県障害者スポーツ大会 (※1)	1,074	729	739	174	698
スペシャルスポーツカーニバル (~R2)					
スペシャルスポーツの広場 (R3)	394	台風により中止	295	コロナにより中止	201
(※2)					
合計	1,468	729	1,034	174	899

※1 数値は申込者数 (延べ人数)。

※2 スペシャルスポーツカーニバルの数値は申込者数 (実数)。
スペシャルスポーツの広場の数値は参加者実績 (延べ人数)。

■公認障がい者スポーツ指導者数の推移

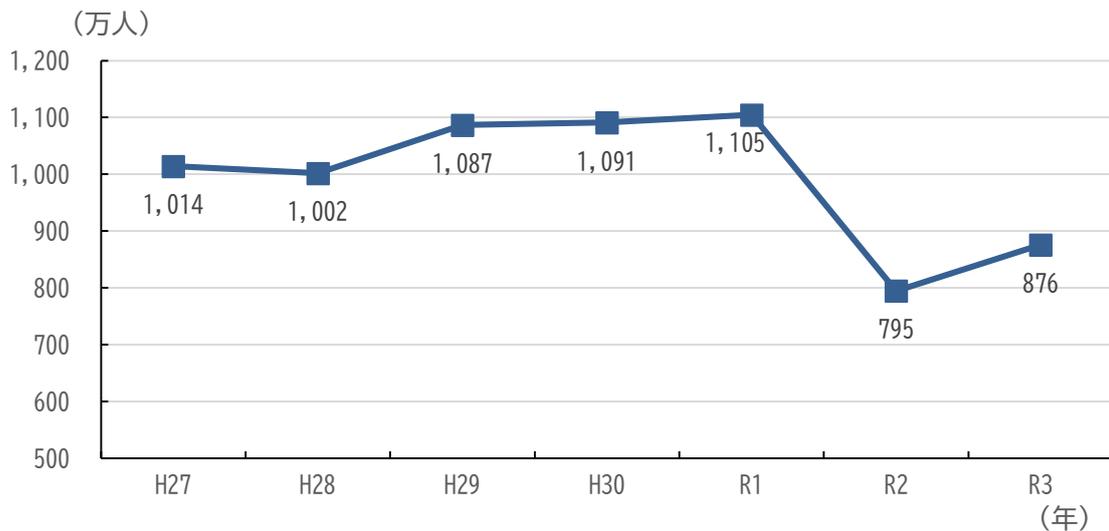
(人)

	H30	R1	R2	R3	R4(注)
滋賀県の公認障がい者スポーツ指導者数	354	338	341	345	366
(内訳)					
指導員	347	331	333	338	359
上級	18	18	15	17	18
中級	62	69	64	65	62
初級	267	244	254	256	279
スポーツコーチ	0	0	0	0	0
スポーツ医	4	5	6	5	5
スポーツトレーナー	3	2	2	2	2

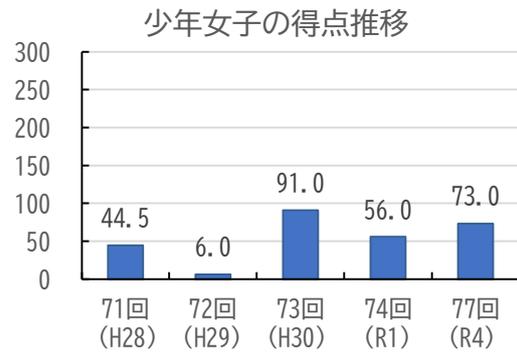
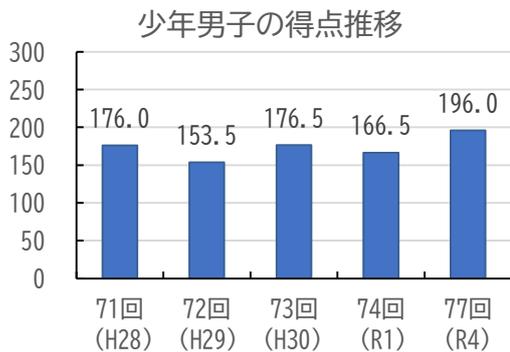
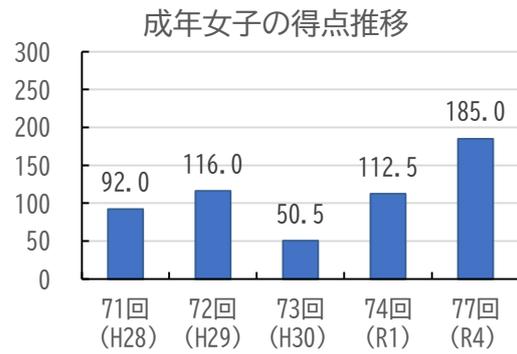
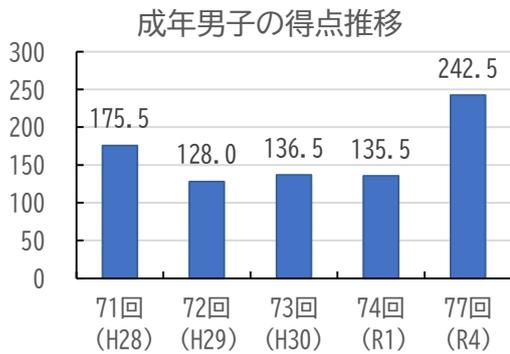
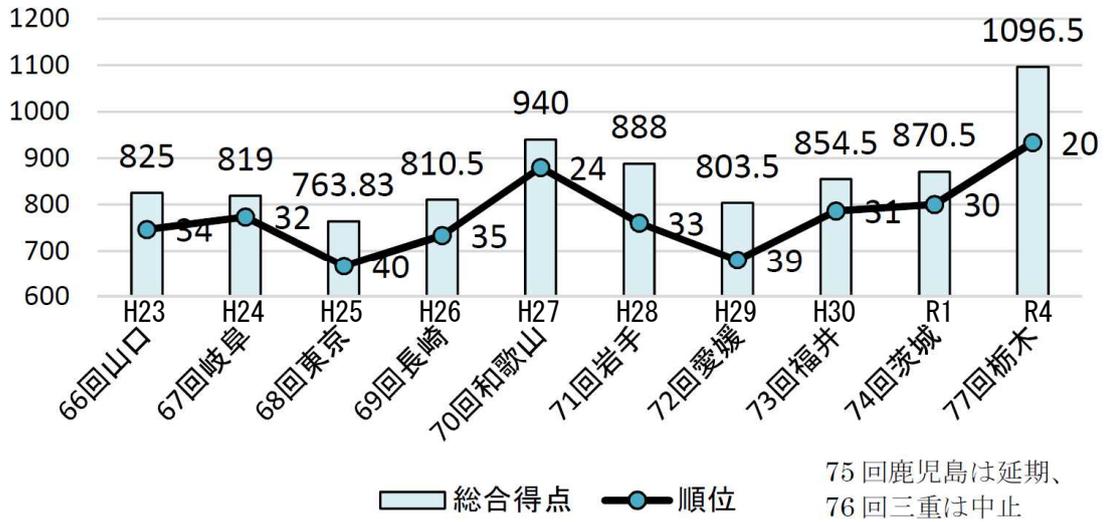
※各年度3月31日時点(注：R4は1月31日時点)

(出典) 日本パラスポーツ協会「公認障がい者スポーツ指導者登録者数都道府県別一覧」

■スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数の推移



■国体総合順位の推移



■ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関係 想定事業費

(単位：億円)

施設名・事業名	想定事業費
彦根総合スポーツ公園	213
滋賀アリーナ (滋賀ダイハツアリーナ)	95
琵琶湖漕艇場 (関西みらいローイングセンター)	10
長浜ドーム (長浜バイオ大学ドーム)	4
県立体育館 (ウカルちゃんアリーナ) (解体)	6
伊吹運動場 (OSPホッケースタジアム)	4
(仮称)草津市立プール	56
柳が崎ヨットハーバー	2
希望が丘文化公園	19
市町競技施設整備費補助金	26
開催経費 (開閉会式・市町運営支援等)	104
競技力向上対策費	39
大会に向けた人員体制整備	15
計	593

※施設名称横の括弧内は愛称

※上記は令和5年(2023年)3月時点の推計であり、今後変動の可能性がある。

第1章 総則

1 目的

この法律の目的が規定されています。

2 基本理念

スポーツに関する基本理念が8項目にわたって定められています。

- ①スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
- ②青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
- ③地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
- ④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
- ⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進
- ⑥我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進
- ⑦スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
- ⑧スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

3 国、地方公共団体の責務

国、地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

4 スポーツ団体の努力

スポーツ団体は、次のことに努めることが定められています。

- ①基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む
- ②スポーツの振興のための事業を適正に行うため、運営の透明性の確保を図るとともに、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成
- ③スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決

5 国民の参加・支援の促進

国、地方公共団体、スポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加・支援を促進するよう努めることが定められています。

6 関係者相互の連携・協働

基本理念の実現を図るため、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協働について定められています。

7 法制上の措置等

政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上の措置等を講ずることが定められています。

第2章 スポーツ基本計画等

8 スポーツ基本計画

文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めなければならないこと、基本計画を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の施策に係る事項については「スポーツ推進会議」において連絡調整を図ることとされています。

9 地方スポーツ推進計画

地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。

第3章 基本的施策

10 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

スポーツの推進のための基盤となる指導者の養成、施設の整備、学校体育の充実、国際交流・貢献の推進等が定められています。

①指導者の養成等

- ・スポーツの指導者やスポーツの推進に寄与する人材の養成、資質の向上とその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援 など

②スポーツ施設の整備等

- ・国民が身近にスポーツに親しむことや競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、指導者等を配置 など
- ・スポーツ施設の整備に当たっては、安全の確保や障害者の利便性の向上に努める

③学校施設の利用

- ・国立、公立の学校の設置者は、学校教育に支障のない限り、学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努める

④スポーツ事故の防止等

- ・スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止や、これらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識を普及 など

⑤スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決

- ・スポーツに関する紛争の仲裁・調停の中立性・公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁・調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解を増進 など

⑥スポーツに関する科学研究の推進等

- ・スポーツに関する諸科学を総合して実際の・基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策を効果的に推進
- ・スポーツの実施状況、競技水準の向上を図るための調査研究の成果、取組状況に関する情報その他の国の内外の情報の収集、整理、活用

⑦学校における体育の充実

- ・体育に関する指導の充実、スポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用 など

⑧スポーツ産業の事業者との連携等

- ・スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携・協力の促進 など

⑨スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・スポーツ選手、指導者等の派遣・招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会等の開催 など
- ・環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進や、国際平和に寄与

⑩顕彰

- ・競技会において優秀な成績を収めた者、スポーツの発展に寄与した者の顕彰

11 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

地域におけるスポーツの振興など、多様なスポーツの機会を確保するための環境を整備するための施策が定められています。

①地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等

- ・国民が興味・関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営する「地域スポーツクラブ」が行う事業への支援や、指導者等の配置、スポーツ施設を整備など

②スポーツ行事の実施及び奨励

- ・住民が自主的・積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等の行事を実施するよう努めるとともに、「地域スポーツクラブ」等がこれらの行事を実施するよう奨励

③スポーツの日の行事

- ・国・地方公共団体は、スポーツの日（10月第2月曜日）において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施
- ・広く国民があらゆる地域でそれぞれの生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう努める

④野外活動、スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励

- ・野外活動、スポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施 など

12 競技水準の向上等

我が国のスポーツに関する競技水準を向上するため、優秀なスポーツ選手の育成や、国際競技大会の招致・開催支援等が定められています。

①優秀なスポーツ選手の育成等

- ・優秀なスポーツ選手の確保・育成のため、スポーツ団体が行う合宿、スポーツ選手・指導者等の大会への派遣、優れた資質を有する青少年の指導、競技技術の向上やその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境を整備 など
- ・優秀なスポーツ選手や指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識・技能の習得に対する支援や環境の整備を促進 など

②国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会

- ・国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催者や大会の性格を規定
- ・国は、大会の円滑な実施・運営に資するため、必要な援助を実施

③国際競技大会の招致・開催の支援等

- ・国際競技大会の我が国への招致・開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、社会的気運の醸成や、招致・開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずる
- ・国は、国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、スポーツ団体と緊密に連絡

④企業、大学等によるスポーツへの支援

- ・企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を実施

⑤ドーピング防止活動の推進

- ・スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育・啓発などドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等へ支援 など

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

13 スポーツ推進会議

スポーツに関する施策の総合的、一体的、効果的な推進を図るため、政府にスポーツ推進会議を設け、文部科学省と厚生労働省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の連絡調整を行うことが規定されています。

14 地方自治体のスポーツ推進審議会等

地方のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、都道府県・市町村に、スポーツ推進審議会等の合議制の機関を置くことができることが規定されています。

15 スポーツ推進委員

市町村のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、市町村の教育委員会は、「スポーツ推進

委員」を委嘱することとされています。スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導など、スポーツに関する指導・助言を行います。

第5章 国の補助等

16 国の補助

国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の実施等に要する経費などの一部を補助します。このほか、学校法人の設置する学校のスポーツ施設の整備や、スポーツ団体の行う事業に対し、予算の範囲内において、一部を補助することができます。

17 地方公共団体の補助

地方公共団体は、スポーツ団体の行うスポーツの振興のための事業に必要な経費の一部を補助することができます。

18 審議会等への諮問等

国・地方公共団体が、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助しようとする場合には、あらかじめ定められた審議会等の意見を聴かなければならないこととされています。

附 則

19 スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討

政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁、スポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが定められています。

20 経過措置

スポーツの振興に関する計画、スポーツ推進委員についての経過措置が定められています。

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

- ① 新型コロナウイルス感染症：
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
 - ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会：
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
 - ③ その他社会状況の変化：
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行
- こうした出来事等を通じて、改めて確認された
- ・ 「楽しさ」「喜び」「自覚性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
 - ・ スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』
- を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

 <p>持続可能な国際競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ NFの強化戦略プログラムの実効化を支援 ・ アスリート育成/バスウェイを構築 ・ スポーツ医・科学、情報等による支援を充実 ・ 地域の競技力向上を支える体制を構築 	 <p>共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進 ○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進 	 <p>スポーツを通じた国際交流・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フオー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドローピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）
 <p>大規模大会の運営ノウハウの継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用 	 <p>地方創生・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着 ○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進 	 <p>スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非的中傷や性的ハラスメントの防止 ・ 熱中症対策の徹底など安全・安心の確保 ・ 暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

<p>スポーツを「つくる/はぐむ」</p> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進 	<p>スポーツで「あつまり、ともに、つなげる」</p> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信 	<p>スポーツに「誰もがアクセスできる」</p> <p>性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 ◆ 居住地域ごからず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域連携の連携強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保
--	---	---

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組み12の施策

- ① 多様な主体におけるスポーツの機会創出
地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、
体音の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く
世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等
- ② スポーツの国際交流・協力
国際スポーツ界への意識啓蒙への参画支援、スポーツ産業の
国際展開を促進するプラットフォームの検討 等
- ③ スポーツによる地方創生、まちづくり
武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる
推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全
国での加担化 等
- ④ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域
スポーツコミュニティなど地域連携組織の活用、全NFDでの
人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指
導に精通した指導者養成支援 等
- ⑤ 多様な主体におけるスポーツの機会創出
先進技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等
- ⑥ スポーツによる健康増進
健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成
果の活用促進、医療・介護や作業・保護者との連携強化 等
- ⑦ スポーツを通じた共生社会の実現
障害者や女性のスポーツの奨励環境の整備、国内外のスポーツ
団体の女性役員候補者の発掘・育成の支援、意識啓蒙・情報伝
信 等
- ⑧ スポーツを実施する者の安全・安心の確保
暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施
スポーツ安全に係る情報発信・安全確保の促進 等
- ⑨ 国際競争力の向上
中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地
域における競技力向上を支える体制の構築、国・JPO・地方公
共団体が一体となった国民体育大会の開催 等
- ⑩ スポーツの成長産業化
スタジアム、アリーナ整備の充実が促進、他産業とのオーブ
ンイノベーションによる新しいビジネスモデルの創出支援 等
- ⑪ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施
スポーツ団体の財務的健全性を行う人材の雇用創出を支援 等
- ⑫ スポーツ・インテグリティの確保
スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ
仲務・調停制度の整備推進等の促進、教育機関や研究機関等を
通じたドーピング防止意識の喚起 等

『感動していただけたらスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組み、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

- 📍 国民のスポーツ実施率を向上
 - ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%（障害者は40%）
 - ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける（障害者は70%を目指す）
- 📍 生涯にわたって運動・スポーツを継続
したい子供の増加
（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）
- 📍 子供の体力の向上
（新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）
- 📍 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現
 - ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発
 - ✓ スポーツ団体の女性理事の役割を40%
- 📍 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現
- 📍 スポーツを通じて活力ある社会を実現
 - ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで）
 - ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40%
- 📍 スポーツを通じて世界とつながる
 - ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への利益を目標に事業を推進
 - ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する

総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親むことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組みが必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効果的・効果的な活動の在り方とともに、「新たな地域クラブ活動を整備するための国の方針を提示。」
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ Iは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職就業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
 - ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - ・ 市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むにつれ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
 - ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ス等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認。その着実な実施ができるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数等の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二一スに対応した機会を設ける等）

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの概要（スポーツ庁）

(参考資料) ※抜粋

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像 (イメージ)

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環 (教育課程外)

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アライアント・ライバル等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要 (学校や地域によっては存続が難しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

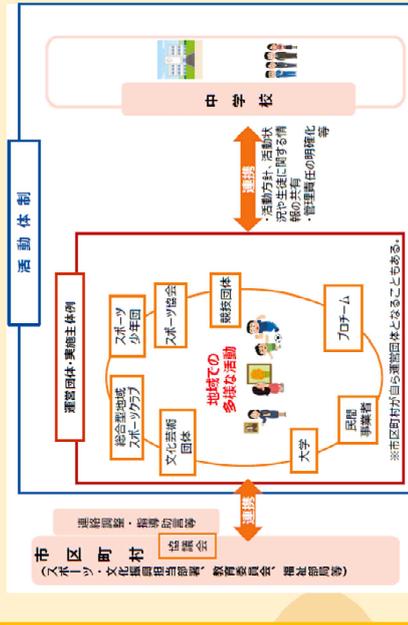
地域の実情に応じ、当面は併存

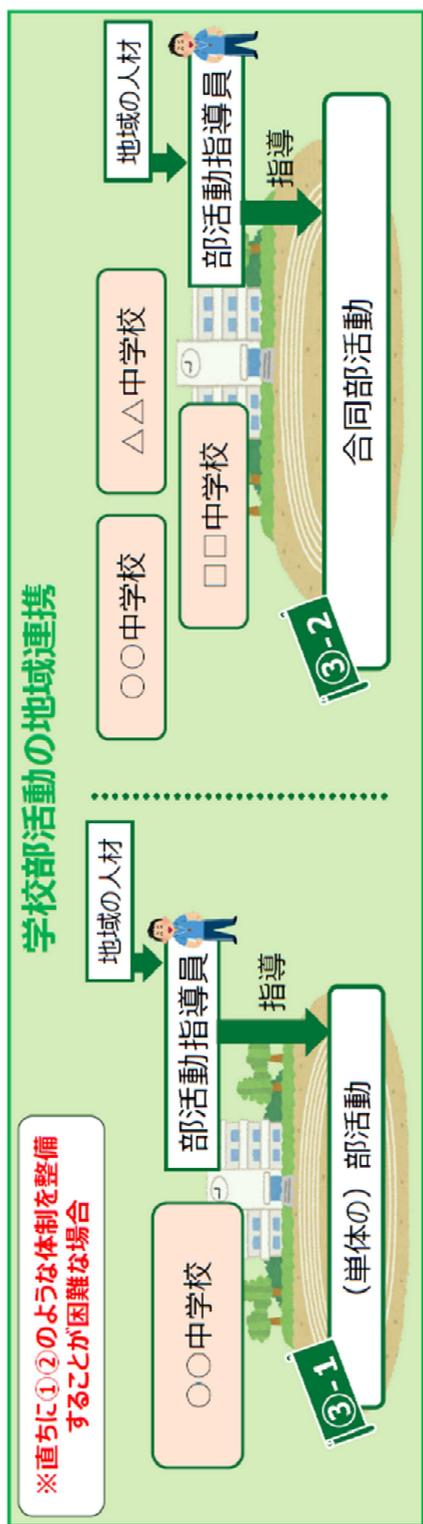
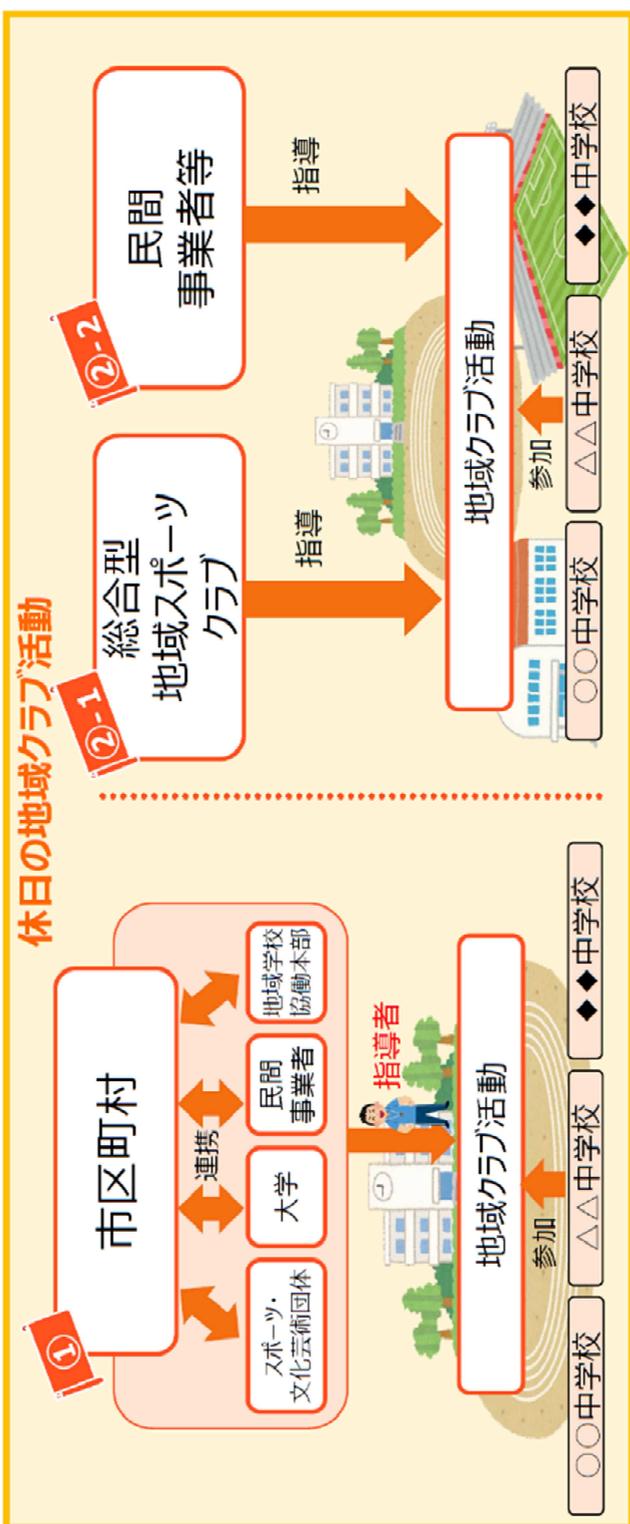
休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動 (法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 (※複数地方公共団体の連携を含む) ② 多様な組織・団体 (総合型地域スポーツクラブ、7歳~9歳少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、JOCチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等)
指導者	地域の指導者 (一部教師の兼職兼業)
参加者	地域の生徒 (※他の世代と一緒に参画する場合を含む)
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等





■ 滋賀県スポーツ推進条例

滋賀県スポーツ推進条例

平成 27 年 12 月 14 日
滋賀県条例第 60 号

滋賀県スポーツ推進条例をここに公布する。

目次 前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 スポーツ推進計画等(第 8 条・第 9 条)
- 第 3 章 スポーツの推進に関する施策の推進(第 10 条—第 24 条)
- 第 4 章 財政上の措置(第 25 条)
- 付 則

スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上に重要な役割を果たすだけでなく、人々に夢や感動を与え、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらすなど、明日への活力をもたらす大きな力を持っており、生きる力となっている。

特に、次代を担う子どもたちにとって、スポーツは、何事にもくじけない心や公正さと規律を尊重する精神を培い、他人に対する思いやりや感謝、豊かな心を育むなど、人格の形成に大きく寄与している。

このようなスポーツが持つ力を最大限に活用して、障害の有無にかかわらず、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、生涯にわたり身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しみ、未来を開くたくましい人づくりを進めていくとともに、スポーツによる交流を通じて、地域に誇りや愛着を持ち、活力ある地域づくりを進めていくことが必要である。

私たちは、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用しつつ、身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむこと等により、心身の健康の保持増進や体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現ができるよう、スポーツを推進していくことを決意し、ここに滋賀県スポーツ推進条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務ならびに県民、事業者およびスポーツ団体(スポーツの推進のための活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)その他関係者(以下「スポーツ団体等」という。)の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 心身の健康の保持増進および体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図ることができるよう、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、生涯にわたりその体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができること。
- (2) 子ども(満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。)が健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようにすること。
- (3) 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類および程度に応じ、必要な配慮または支援を行うこと。
- (4) 県のスポーツ選手(県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していたスポーツ選手をいう。以下同じ。)がスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)を向上させるとともに、優秀な県のスポーツ選手、その指導者その他スポーツの推進を担う専門的な知識および技術を有する者(以下「優秀な県のスポーツ選手等」という。)を育成すること。

- (5) 県民一人ひとりが公平かつ公正な環境の下でスポーツ活動を行うことができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備その他スポーツの推進を図るために必要な環境の整備を図ること。
- (6) スポーツを通じ、地域の特性に応じた世代間および地域間における交流を促進し、地域の一体感および協働の意識を醸成するとともに、県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ること。
- (7) 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツを重点的に推進すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

- 2 県は、スポーツの推進に関する施策の策定および実施に当たり、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツに対する関心および理解を深めるとともに、日常生活においてスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことにより、心身の健康の保持増進および体力の向上に努めるものとする。

- 2 子どもの保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身の健康の保持増進のためにスポーツ活動に参加できるように配慮するとともに、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上、地域におけるスポーツ活動への協力その他子どものスポーツ活動を推進するために必要な取組を行うよう努めるものとする。
- 3 県民は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員のスポーツ活動への参加の促進、スポーツを通じた従業員の運動を行う習慣の定着および健康づくりの推進、スポーツ活動に係る支援体制の構築等を図ることにより、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ団体等の役割)

第6条 スポーツ団体等は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、スポーツ活動の充実、競技水準の向上等を図るため、スポーツの推進に資する活動に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体等は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町等との連携協力等)

第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市町および市町が委嘱するスポーツ推進委員(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定によるスポーツ推進委員をいう。)との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、市町がスポーツの推進に関する施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。
- 3 県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等は、スポーツの推進を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

第2章 スポーツ推進計画等

(スポーツ推進計画)

第8条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「スポーツ推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 スポーツ推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) スポーツの推進に関する基本的な方針
- (2) スポーツの推進に関する施策の長期的な目標
- (3) スポーツの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

- 3 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県スポーツ推進審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 県は、スポーツ推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 県は、スポーツの推進に関する施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに、スポーツ推進計画を変更するものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、スポーツ推進計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用する。
(実施状況の報告等)

第9条 県は、毎年度、スポーツ推進計画に基づく施策に係る実施状況を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第3章 スポーツの推進に関する施策の推進

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第10条 県は、県民一人ひとりが生涯にわたり体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができるようにするため、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、地域においてスポーツ活動を行うための環境の整備その他の県民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民参加の促進等)

第11条 県は、広報活動、啓発活動等を通じて、スポーツの重要性に対する県民の関心および理解を深めるとともに、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、スポーツ活動に参加しようとする意欲を高め、県民のスポーツ活動への参加を促進するものとする。

- 2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、または県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援もしくはスポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ(地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。以下同じ。)への活動の支援および参加の促進、地域が行うスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の心身の健康の保持増進等)

第12条 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上ならびに疾病の予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進および適切な休養の取得に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る啓発、スポーツを通じた心身の健康づくりに関する適切な情報の提供その他心身の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(子どものスポーツ活動の推進)

第13条 県は、子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上に向けた取組の促進、スポーツに関する指導者の確保および養成その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、幼児期からの子どものスポーツ活動の充実に向けた取組を促進するため、学校、家庭および地域ならびにスポーツ団体と連携して必要な施策を講ずるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第14条 県は、学校における子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、学校における体育、運動部活動等の充実を図るため、教職員の資質の向上に努めるとともに、教

員による指導の充実、地域における指導者の活用および環境の整備、地域におけるスポーツ活動との連携の強化その他学校における体育、運動部活動等の充実を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者のスポーツ活動の推進)

第15条 県は、障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を積極的に促進するため、障害の種類および程度に応じた障害者のスポーツ活動への参加の機会の提供、障害者がスポーツ活動を行うための環境の整備、障害者の競技水準の向上、障害者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の障害者のスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境等を活用したスポーツ活動の推進)

第16条 県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツに重点的に取り組むことができるようにするため、ポート、セーリング、カヌーその他琵琶湖等において行われるスポーツ活動への参加の促進、当該スポーツ活動を行うための環境の整備その他豊かな自然環境、観光資源等を活用したスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの推進を通じた地域の活性化)

第17条 県は、スポーツの推進を通じて、世代間および地域間の交流を促進し、地域の一体感および協働の意識を醸成するとともに、関係者が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ることができるようにするため、県民と県のスポーツ選手等との交流、地域の特性に応じたスポーツの推進に関する取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催または誘致、スポーツを通じた国際的な交流の促進、スポーツに関連する産業の振興、地域スポーツクラブへの参加の促進その他のスポーツの推進を通じた地域の活性化を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成、資質の向上等)

第18条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、優秀な県のスポーツ選手等の育成、スポーツの推進に関わる者に対する研修の実施その他スポーツの推進に関わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(競技水準の向上)

第19条 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者の計画的な育成その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手がスポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるようにするため、県のスポーツ選手に対する練習のための環境の整備ならびに栄養の指導および管理、スポーツに関する科学的知見の活用等の促進その他県のスポーツ選手が能力を最大限に発揮するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、スポーツの普及および競技水準の向上を図るために事業者、大学等が行うスポーツへの支援に対し、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るため、県のスポーツ選手の心身の健康の保持増進および安全の確保、指導者等の研修、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター(スポーツによる事故等の治療等に携わる専門的な知識および技能を有する医師をいう。)等の活用等の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第20条 県は、県民のスポーツ活動への参加の促進およびスポーツ活動を通じた交流の促進を図るため、スポーツ施設の整備および管理を行うものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設の整備および管理を行うに当たっては、民間の資金等を活用するよう努めるとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう努めるものとする。

(普及啓発等)

第21条 県は、県民がスポーツに対する関心および理解を深め、日常生活においてスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツの推進に向けた普及啓発、多様な学習の機会の提供その他県民がスポーツに対す

る関心および理解を深め、スポーツを行う意欲を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(調査分析等)

第22条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、定期的にスポーツの推進に関する実態について調査を行い、当該調査に係る情報および資料を分析し、ならびに提供するものとする。

(顕彰)

第23条 県は、スポーツで顕著な成果を収めた者およびスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(推進体制の整備)

第24条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第4章 財政上の措置

第25条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている滋賀県スポーツ推進計画は、第8条第1項の規定により策定されたスポーツ推進計画とみなす。

■ 滋賀県スポーツ推進審議会における審議の経過

R3. 11. 26 第23期 第5回滋賀県スポーツ推進審議会

- 滋賀県知事から審議会に対して諮問
- 「計画策定に向けた方向性」 審議

R4. 3. 23 第23期 第6回滋賀県スポーツ推進審議会

- 「目指す姿」 審議

R4. 5. 16 第24期 第1回滋賀県スポーツ推進審議会

- 「計画骨子案」 審議

R4. 9. 15 第24期 第2回滋賀県スポーツ推進審議会

- 「計画素案」 審議

R4. 12. 23 第24期 第3回滋賀県スポーツ推進審議会

- 「計画答申案」 審議

R5. 1. 19 答申

- 審議会会長から滋賀県知事へ答申

【諮問文書】

滋 ス 交 流 第 252 号
令和3年(2021年)11月26日

滋賀県スポーツ推進審議会
会長 横山 勝彦 様

滋賀県知事 三日月 大造

第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について（諮問）

「第3期滋賀県スポーツ推進計画」の策定に当たり、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条および滋賀県スポーツ推進条例（平成27年条例第60号）第8条、滋賀県スポーツ推進審議会条例（平成23年条例第56号）第2条の規定に基づき、別記諮問の理由を添えて諮問します。

(諮問の理由)

スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上に重要な役割を果たすだけでなく、人々に夢や感動を与え、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらすなど、明日への活力をもたらす大きな力を持っており、生きる力となっています。

本県では、平成 27 年 12 月に「滋賀県スポーツ推進条例」を制定し、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与すべく、スポーツの推進に努めています。

また、平成 30 年 3 月に「第 2 期滋賀県スポーツ推進計画」を策定し、「幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現」を目指して、スポーツの力をもとに「豊かで健やかな生活」「元気な地域」「感動の滋賀」を創るという基本方針を掲げ、具体的な施策を展開しています。

平成 31 年 3 月に「滋賀県基本構想」を策定し、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念に、生涯を通じた「からだところの健康」づくりに向けて、スポーツや文化芸術等の活動を生かしながら、誰もが居場所や生きがいを持ち、自分らしく活躍できる社会づくりを推進しています。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済活動や人々の生活に大きな影響が及んでおり、スポーツにおいても、スポーツイベントの開催や学校での運動部活動をはじめ、スポーツを「する」「みる」「支える」の全ての場面で制限を受けています。現在は、競技別の感染拡大防止ガイドラインの制定・運用等によりスポーツ活動が再開されるとともに、オンライン等を活用した新たなスポーツの取組が模索されていますが、ポストコロナ社会において県民の誰もが安心してスポーツを楽しむことができるよう、施策を効果的に展開していくことが求められています。

また、本県では、現在、県民の運動・スポーツ実施率が伸び悩むほか、少子化の進展等により、地域によっては、今までの運営体制では運動部活動の維持が難しくなりつつあります。一方、琵琶湖をはじめとする本県の豊かな地域資源を活用したスポーツの振興を通じて、地域を活性化させていくことが期待されています。こうした本県ならではのスポーツを取り巻く様々な状況に対応していく必要があります。

加えて、本年に開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や、令和 7 年に本県で開催される第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会等のレガシーを、地域のスポーツ振興や共生社会づくりに結び付けていくことも重要です。

国においては、今後のスポーツ政策の指針となる「第 3 期スポーツ基本計画」の策定が進められており、多様な主体によるスポーツ実施の促進や、スポーツによる健康増進、スポーツを通じた共生社会の実現等を議題として検討が行われています。

以上のことから、現計画や新たな国の計画を踏まえ、令和 5 年度からの 5 年間で計画期間とする「第 3 期滋賀県スポーツ推進計画」を策定するに当たり、今後のスポーツ施策の推進についての基本的方針および諸方策を御提示いただきたく、貴審議会へ諮問するものであります。

【答申文書】 ※別添文書省略

令和5年(2023年)1月19日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県スポーツ推進審議会
会長 横山 勝彦

第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について（答申）

令和3年(2021年)11月26日付け滋ス交流第252号で諮問のありましたこのことについて、第2期滋賀県スポーツ推進計画のこれまでの取組の成果や課題、スポーツを取り巻く状況等を踏まえ、当審議会では慎重に審議を重ね、別添のとおり第3期滋賀県スポーツ推進計画案を取りまとめましたので答申します。

■ 第24期滋賀県スポーツ推進審議会 委員名簿

※五十音順（敬称略）

委員氏名	現職等	備考
太田 千恵子	一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 理事	
大谷 未央	レイラック滋賀FC アシスタントコーチ	
嘉悦 和子	滋賀県スポーツ推進委員協議会 副会長	
門 久仁裕	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 常務理事	副会長
後藤 敬一	滋賀ダイハツ販売株式会社 会長	
高田 博之	公益社団法人びわこビジターズビューロー 事務局次長	
武田 哲子	びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部 准教授	
田中 ゆかり	米原市立坂田小学校 教諭	
永井 泉	滋賀県中学校体育連盟 会長	
永浜 明子	立命館大学スポーツ健康科学部 准教授	
橋本 孝子	NPO法人きのもとアイズ 理事	
日比野 敏陽	株式会社京都新聞社滋賀本社 編集部長	
山岡 彩加	同志社大学ボート部 ケアコーチ	公募委員
横山 勝彦	同志社大学スポーツ健康科学部 教授	会長
和田 裕行	彦根市 市長	